

五戸町の未来を創る起業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、地域の産業振興及び雇用拡大を図り、若年層に町の回帰を促すとともに、地域経済を活性化させることを目的として、町内で新たに起業した者に対し、当該年度の予算の範囲内で五戸町の未来を創る起業支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「起業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者として、個人事業の開業届出又は法人の設立登記をすることをいう。ただし、町内に主たる事務所の所在を有しなければならない。
- (2) 「起業した者」とは、起業をし、その代表者となった者をいう。
なお、法人役員が個人で新たに法人若しくは個人事業を開始する場合、又は個人事業主が新たに法人を設立する場合は、実施する事業が、既存の法人・個人が行う事業とは明確に異なる新たな事業とみなされなければならない。
また、新たな法人設立において、みなし大企業となる場合は、起業する者に含まない。
- (3) 「みなし大企業」とは、発行済み株式総数又は出資金の2分の1以上を1つの大企業が所有している企業、又は発行済み株式総数又は出資金の3分の2以上を複数の大企業が所有している企業をいう。
- (4) 「異なる新たな事業」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める中分類で異なる事業のことをいう。
- (5) 「主たる事務所の所在」とは、個人事業の開業届出又は法人の設立登記の際に記載した住所のことをいう。ただし、住所と事務所が異なる場合は、事務所に係る公共料金等の領収書等に記載されている住所をいう。
- (6) 「移住」とは、町外から移り住むことをいう。
- (7) 「移住者」とは、町内に移住した者をいう。
- (8) 「特定創業支援等事業」とは、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十三条の認定を受けた五戸町創業支援等事業計画（平成二十八年一月十三日経済産業大臣及び総務大臣認定、以下「創業支援事業計画」という。）における特定創業支援等事業をいう。
- (9) 「空き家」とは町内に居住を目的として建築され、かつて使用されていた（近く使用されなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物をいう。ただし、アパート等賃借を目的とした建物を除く。
- (10) 「空き店舗」とは元の店舗が閉鎖した状態（近く使用されなくなる予定のものを含む。）の店舗をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての事項に該当する起業した者、又はその他町長が認める者とする。

- (1) 申請年度の4月1日時点で交付対象となる起業をしてから2年を経過してい

ないこと

- (2) 特定創業支援等事業の支援を受けた者であること
- (3) 町が実施する他の起業・創業等に係る補助金等の適用を受けていないこと
- (4) 法令順守上の問題を抱えていない者であること
- (5) 申請を行う者又は設立した法人の役員が暴力団等の反社会的勢力でなく、かつ反社会的勢力との関係を有していない者であること

(交付対象事業)

第4条 交付対象者の営む事業は、次に掲げる全ての事項に該当する事業、又はその他町長が認める事業とする。

- (1) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自立的な事業の継続が可能であること
- (2) 主たる事務所に代表者を含めて1人以上が勤務し営む事業であること
- (3) 特定創業支援等事業を受けた事業であること
- (4) 公序良俗に反する事業でないこと
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業でないこと

(支援金の額)

第5条 交付する支援金の額は、30万円以内とし、次の各号に定める事項に該当する加算金の額を加えた総額とする。

- (1) 起業した者が申請年度の4月1日時点で移住してから2年を経過していない移住者である場合、20万円以内を加算する。ただし、町が実施する他の移住関連支援策による補助金を得る場合は、加算されない。
- (2) 町内の空き家・空き店舗等を購入して起業する場合、50万円以内を加算する。
- (3) 町内の空き家・空き店舗等を賃借して起業する場合、20万円以内を加算する。
- (4) 同一事業者への支援金の交付は一回限りとする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、五戸町の未来を創る起業支援金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 開業届出又は法人の設立登記の事実が分かる書類
- (2) 町税に滞納がないことを証明する書類
- (3) 申請者の住民票抄本及び法人の場合は法人の登記事項証明書
- (4) 特定創業支援等事業を受けた証明書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(支援金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請書等の提出を受けた場合は、書類の審査により、支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、交付又は不交付を決定するものとする。

2 町長は、支援金の交付の決定をする場合において、支援金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

3 町長は、支援金の交付を決定したとき並びに決定内容及び条件を付したときは、

五戸町の未来を創る起業支援金交付決定兼確定通知書（様式第2号）にて当該申請者に通知するものとする。

4 町長は、支援金の不交付の決定をしたときは、五戸町の未来を創る起業支援金不交付決定通知書（様式第3号）にて当該申請者に通知するものとする。

（支援金交付申請書の取下げ）

第8条 前条の規定により支援金の交付の決定を受けた者（以下「事業者」という。）

は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、若しくはその他の理由により支援金交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

（支援金の請求）

第9条 事業者は、第7条第3項の規定による通知を受け、支援金を請求するときは、五戸町の未来を創る起業支援金請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（支援金の取消し）

第10条 町長は、事業者が支援金の交付の決定内容若しくはこれに基づく町長の処分に違反したとき、又は虚偽の申請その他不正な行為があったときは、支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、支援金の交付の決定があった後においても適用できるものとする。

（支援金の返還）

第11条 町長は、支援金の交付の決定を取消した場合において、既に支援金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則（令和2年五戸町告示第132号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年五戸町告示第76号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年五戸町告示第48号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年五戸町告示第29号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。